CLOSE UP クローズアップ

あなたの生活 こうなります

自立支援法の定着へ特別措置

障害者自立支援対策

障害者が自立した日常生活を送れるよう福祉サービスの充実を目指して、昨年四月からスタートした「障害者自立支援法」。これによって、知的障害者が働く施設などでは新製品の開発などさまざまな取り組みを進めています。しかし、障害者や施設の負担増によって福祉サービスの利用が減る恐れがあるなど、内容の改善を求める要望が多く出されました。このため、障害者や施設の負担軽減などを行う緊急の「特別対策」が実施されることになりました。

障害者への負担軽減など 1200億円を支援

新しく決まったのは「障害者自立支援法円滑施行特別対策」。新制度を着実に定着させていくため、平成二十年度までに総額一千二百億円（平成十八年度の補正は九百六十億円）を支援し、さらなる改善策を進めます。

改善策の内容は三つの柱からなっています。①利用者負担の更なる軽減②福祉施設など事業者に対する激変緩和措置③新法への移行等のための緊急的な経過措置――です。

〈利用者負担の更なる軽減〉

新法では、ホームヘルプサービスや通所施設などの福祉サービスの負担額が原則一割になり、障害者の利用控えなどの不安の声が大きくなりました。このため、通所・在宅障害者の一割負担の上限額を四分の一に引き下げ、軽減対象も高額所得者を除く課税世帯に拡大し、サービスを受ける際の自己負担を大幅に軽減します。

また、障害者が作業施設で仕事をした際に受け取る報酬（工賃）も、従来の工賃控除の考え方と同様に、年間二十八万八千円が確実に手元に残るようにしました。

〈事業者に対する激変緩和措置〉

通所施設では、報酬が月割りから日割りになったことで減収になりました。このため、従前額保障を八割から九割に引き上げました。また、障害者が通所施設を利用しやすくするため、送迎サービスについても助成されることになりました。

〈新法への移行等のための緊急的な経過措置〉

旧体系から新しいサービスに移行することが困難な小規模作業所については百十万円を助成します。さらに、デイサービス、精神障害者地域生活支援センターが生活介護などの障害福祉サービス事業などに移行するまでの間、経過的に運営費も助成されます。このほか、ケアホームがバリアフリー化して新たなサービスに移行するための改修費の助成や、さまざまな支援を行うコンサルタントの派遣も行われます。

障害者自立支援法円滑施行特別対策

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策として、以下の３つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模】 1,200億円

○平成19年度、20年度当初予算対応額	240億円
①利用者負担の更なる軽減	
○平成18年度補正予算計上額	960億円
②事業者に対する激変緩和措置	(300億円)
③新法への移行等のための緊急的な経過措置	(660億円)

※②、③を実施するため、都道府県に基金を造成

【改善策の内容】

①利用者負担の更なる軽減

◎負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

・通所・在宅　1割負担の上限額の引き下げ（1/2→1/4）
軽減対象の拡大
（収入ベースで概ね600万円まで）

※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施

・入所　工賃控除の徹底
（年間28.8万円まで全額控除）

②事業者に対する激変緩和措置

◎日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

・旧体系　従前額保障の引き上げ
（80%→90%）

※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設

・通所事業者　送迎サービスに対する助成

③新法への移行等のための緊急的な経過措置

◎直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

・小規模作業所等に対する助成
・移行への改修等経費、グループホーム借り上げのための初動経費の助成
・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発など

（資料：厚生労働省）

新製品の開発や設備づくりなど 障害者が働く施設も改革の流れ

障害者自立支援法によって、障害者が働きながら一般就労に向けた訓練などの支援を行う「授産施設」などでは施設を維持していくために新たな取り組みが始まっています。

長野県の知的障害者授産施設では、これまで自家製パンや花の苗を主に生産・販売してきましたが、昨年四月からは老人ホームの清掃や宅配便の配達などにも仕事を広げました。

サービスの内容で施設が選択される時代になり、事業者も新製品の開発やそのための設備づくりなど、商品を販売するための地域のネットワーク構築などに汗を流しています。これらは障害者の工賃アップになり、地域で自立して暮らすための大きなきっかけになります。そのために欠かせないのは、地元の人や商店、企業の支援です。

東京都にある授産施設では、従来の木工細工づくりから、豆腐の製造販売に切り替えました。

広島県では、老舗料亭の経営者が中心になって、県レベルの企業を含めた就労支援ネットワークを構築しました。各地の福祉作業施設を回りながら新製品の提案や材料の無料調達、販売してくれる店舗の確保などの支援活動を行っているほか、県の関連委員会で提言するなど、障害者と地域協力の先進事例として全国から注目されています。

相談への対応が充実します

障害者をもつ家族の悩みは多くあります。今回の特別対策では、そうしたさまざまな相談・支援体制を強化することにしました。

その一つが先進地からのスーパーバイザーの派遣。地域生活移行の取り組みを早くから進めている滋賀県、愛知県、長野県などの地域から専門知識を持ったスーパーバイザーに来てもらい、県や地域でどのように支援体制をつくったらいいのか、そのために必要な地域自立支援協議会の立ち上げや運営をどうしたらいいのかアドバイスしてもらいます。

また、障害者団体がより社会参加できるために、パソコン講座の開催など仲間づくりを進めるのがピアサポート事業です。

そのほか、障害児を育てる親同士が交流できる場所を設け、そこで子育てに関する情報の提供や子育ての先輩との体験交流の機会を増やしたり、障害児療育支援のためのパンフレットも作る予定です。

これらは関係者の論議を踏まえ、平成18年度補正予算や19年度予算などに計上されたものです。国・地方自治体の福祉政策では財政支援が問題にもなっていますが、社会的な支援の輪も広がっています。その流れを加速し、わが党は今後も障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指した政策を推進していきます。